

第7節 土壌汚染と地盤沈下の対策の推進

1 土壌汚染

現況

土壌汚染の状況の把握及び汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた「土壌汚染対策法（平成15年2月15日施行）」が改正され、平成22年4月1日から施行されました。

同法では、「有害物質使用特定施設を廃止した時の調査義務」、「3,000 m²以上の土地の形質の変更を行う際の届出」、「要措置区域及び形質変更時要届出区域の指定」、「要措置区域等の指定の申請」、「汚染土壌の処理等に係る規制」等を定めています。

なお、同法では人の健康に係る被害を生ずるおそれがある特定有害物質として、鉛、シアン、トリクロロエチレン等の25物質を指定しています。

課題

平成22年4月の土壌汚染対策法の一部改正に伴い、新たな制度が創設され、汚染土壌を処理しようとする者や一定規模以上の土地の形質の変更をしようとする者等に対し、法の周知が必要です。今後も、特定有害物質の使用廃止を契機とした土壌汚染の状況調査の実施や、調査猶予の申請、一定規模以上の土地の形質変更届出等についてさらに周知を図るとともに、有害物質の取扱い及び処理方法等のより一層の改善を指導することが必要となっています。

取組

平成23年度は、平成22年度に引き続き、有害物質使用特定施設を廃止した際の土壌調査に係る指導等に加え、3,000 m²以上の土地の形質の変更を行う際の届出について審査し、土壌汚染のおそれがあるものについては調査命令を発出し、土壌調査を実施させるなどの対応を行いました。これらにより土壌汚染が判明した土地については、健康被害が生ずるおそれがあるかの判断により「要措置区域」又は「形質変更時要届出区域」に指定のうえ、必要な措置について指示しました。

また、土壌汚染処理業者に対して定期的な立入調査を実施しました。

平成23年度末における同法の施行状況概要は以下の表のとおりです。

表 4-7-1 平成23年度土壌汚染対策法施行状況（平成23年3月末現在）

件名	件数 [※]
有害物質使用特定施設の廃止に伴う土壌調査（第3条）	0 (1)
上記調査の猶予（第3条ただし書）	10 (29)
3,000 m ² 以上の土地の形質変更届出（第4条）	128 (298)
要措置区域の指定（第6条）	0 (1)
形質変更時要届出区域の指定（第11条）	0 (2)
土壌汚染処理業の許可（第22条）	0 (1)

※（ ）内の数字は累計

注）全て熊本市を除く件数

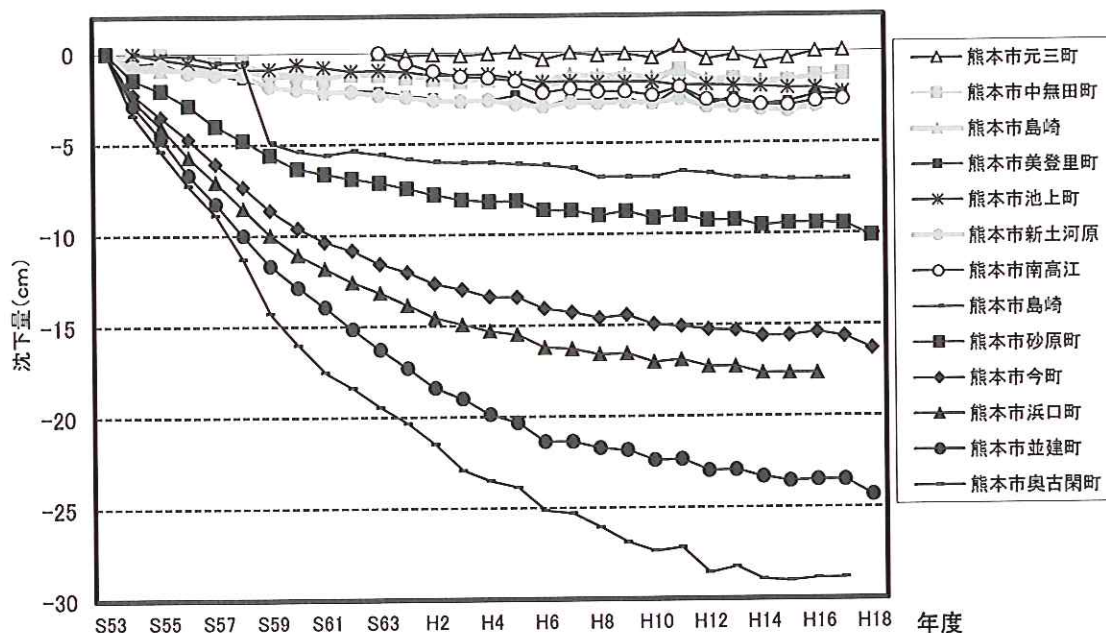
2 地盤沈下

県内では熊本平野西部地域で地盤沈下が生じています。そのため、県では基礎資料を得るため昭和53年から地盤変動状況の調査を実施しました。平成6年からは熊本市が引き続き継続して調査

を実施しています。熊本平野西部地域の年間地盤沈下の経年変化は図2-4-1のとおりです。昭和50年代の前半からの約30年間で30cm近く沈下した地域がみられます。

今後も熊本地域に立地する工場・事業場などに対して節水・水利用の合理化を働きかけるとともに、生活用水の節水を推進する必要があります。

図4-7-1 地盤沈下の経年変化



(注)地盤沈下調査地点は過去に52ヶ所(平成16年度37ヶ所)で実施しており、その代表13地点のデータです。

なお、平成19年度以降は5年ごとに調査を行うこととしており、平成23年度は測定を実施していません。